

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年 6月17日

愛知県産業技術研究所
常滑窯業技術センター
センター長 星 幸二

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

緊急雇用対策

愛知県産業技術研究所常滑窯業技術センター及び三河窯業試験場における除草、樹木剪定及び防虫薬剤散布業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

「入札説明書」で示す仕様とします。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年9月15日（水）まで

(4) 履行場所

ア 常滑市大曾町4丁目50番地

愛知県産業技術研究所常滑窯業技術センター

イ 碧南市六軒町2丁目15番地

常滑窯業技術センター三河窯業試験場

(5) 入札方法等

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

ICカードが破損等で使用できなくなり、期日までに再発行される見込みがない等、やむを得ないと認められる事由がある場合は、事前に県の承認を得て、書面による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成19年3月15日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）

に基づく排除措置を受けていないこと。

- (3) 物品の製造等に係る平成22年6月末現在の愛知県競争入札参加資格者名簿で、「3. 役務の提供等」のうち「01. 建物等各種施設管理」(中分類) - 「10.植物管理/01:除草・草刈」(小細分類)、「10.植物管理/02:草地・樹木管理」(小細分類)及び「11.病虫害等駆除/02:樹木病虫害駆除」(小細分類)に登録されている者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法等

平成22年6月17日(木)から平成22年6月29日(火)までの電子入札システムの稼働時間内に、同システムにアクセスし、ダウンロードして入手して下さい。

(アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>)

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

平成22年7月7日(水)午前9時から午後5時まで
(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

(3) 開札の日時及び場所

平成22年7月7日(水)午後5時10分
愛知県産業技術研究所常滑窯業技術センター総務課

(4) 問い合わせ先

〒479-0021 常滑市大曾町4丁目50番地
愛知県産業技術研究所常滑窯業技術センター総務課
電話(0569)35-5151

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

愛知県財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び申立書の提出期間

平成22年6月28日(月)午前10時から平成22年6月29日(火)午後5時まで。

入札に参加する者は、競争入札参加資格確認申請書(別紙2)及び申立書(別紙3)を上記期間に電子入札システムにより提出してください。なお提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び申立書を審査した結果、当該調達案件を

請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 事業実施にあたっての要件

本事業は、国の「緊急雇用創出事業基金事業」を活用するため、事業実施にあたっては、以下の要件を満たす必要がありますので、留意してください。

ア 当該事業のために新たに失業者を雇用すること。

イ 失業者の雇用にあたっては、労働諸法を遵守すること。

ウ 新規雇用する失業者の人数は5人以上とすること。

エ 委託料に占める新規雇用失業者の人件費の割合は50%以上とすること。

注 人件費とは、賃金のほか、通勤手当、賞与、退職手当等社内規定において労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額に1.05（消費税等）を乗じた額となります。

オ 新規雇用失業者の人件費について、実支出額が契約時に予定した金額（契約書の別紙1「雇用等に関する事項」に記載した金額）を下回る場合、その差額分を委託料から減額すること。

カ 受託者が想定する新規雇用失業者1人あたりの雇用期間を契約書に記載し、受託者は実績においてこれを下回らないよう最大限の努力を払う義務を負うこと。

キ 新規雇用失業者の雇用期間は6か月以内とすること。

ク 失業者を雇用する場合、受託者は、当該失業者が過去において他の緊急雇用創出事業により雇用された期間と通算して1年以内となることを確認する義務を負うこと。

ケ 新規雇用失業者の1か月あたりの勤務日数は少なくとも10日以上とし、同一の者を2か月以上雇用する場合は、勤務する月が連続していること。

コ 新規雇用失業者の1日あたりの平均勤務時間数は原則4時間以上とすること。

サ 既雇用者が業務に従事する場合、業務日誌等によりその従事状況が把握できるようにすること。

シ 新規雇用にあたっては公共職業安定所へ必ず求人申込みを行うこと。

ス 前記アからシの条件に違反した場合は、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない場合があること。

セ 契約後速やかに新規雇用予定者数、雇用予定期間等を報告すること。

ソ 雇用状況等の調査をする場合があること。

タ 事業完了時に失業者の雇用に関する実績報告の提出義務があること。

チ 事業完了検査では労働関係帳簿等（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）の閲覧等を求めることがあること。

(8) その他

詳細は、入札説明書によります。